

令和 8 年度紅コレクションブランド力強化業務企画提案公募実施要領

この要領は、令和 8 年度紅コレクションブランド力強化業務の実施にあたり、企画提案公募（プロポーザル）を行い、総合的な審査により業務予定者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

（１）委託業務の名称

令和 8 年度紅コレクションブランド力強化業務

（２）委託業務の目的

リレーするように旬を迎える県オリジナルかんきつ 3 品種「紅コレクション」＝「紅まどんな※」「紅かんぺい（甘平）」「紅プリンセス」のつながり（シリーズ）を意識した一体的なプロモーションを展開し、「紅コレクション」が愛媛を代表する最高級の美味しいかんきつの証となるよう、ターゲット及び訴求手法を最適化することで「紅コレクション」の高付加価値化を図る。

※「紅まどんな」は全国農業協同組合連合会が所有する商標です。

（３）予算上限額

8,800 千円（消費税及び地方消費税込み）

（４）委託業務の内容

別紙「令和 8 年度紅コレクションブランド力強化業務仕様書（案）」に基づいた企画を立案するもの。

（５）委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

2 プロポーザルへの参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者にプロポーザルへの参加を認める。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団の利益となる活動を行う者が事業者の経営等に関わっていないこと。

※共同事業体で参加しようとする場合は、代表者及び構成員は、それぞれ①～③の資格要件を満たすこと。

3 実施要領の配布

(1) 配布期間

令和8年7月24日（金）～令和8年8月10日（月）

(2) 配布方法

実施要領は、えひめ愛フード推進機構ホームページ及び愛媛県ホームページの「入札情報」に掲載するほか、(3) 配布場所において配布する。

(3) 配布場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 えひめ愛フード推進機構事務局
(愛媛県農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課 内)

※実施要領を受け取る場合の受付時間は、上記(1)の配布期間中、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）までとする。

4 参加申込み

(1) 提出書類

- ①「企画提案公募（プロポーザル）参加表明書」【様式1】
- ②「事業者概要及び業務実施に関する実績表」 【様式2】

(2) 提出期間

令和8年7月24日（金）～令和8年8月10日（月）午後5時（必着）

(3) 提出先の注意事項

- 提出先は、〔別表〕担当窓口のとおり。
- 郵送又は持参にて提出すること。
- 資格要件を満たさない事業者に対しては、郵送にてその旨通知する。

5 企画提案公募（プロポーザル）等に関する質問

(1) 受付期間

令和8年7月24日（金）～令和8年8月3日（月）午後5時（必着）

(2) 提出方法

電子メールにて提出すること。その際には「企画提案公募（プロポーザル）等に関する質問票」【様式3】を使用すること。

(3) 注意事項

件名は「令和8年度紅コレクションブランド力強化業務企画提案公募に関する質問」とし、電子メール送信後、担当窓口へ電話により着信の確認を行うこと。

(4) 送信先アドレス

〔別表〕 担当窓口のとおり。

(5) 回答方法

質問票に記載された連絡先に電子メールで通知する。

※質問の内容によっては、参加表明書提出期限後、他の参加表明者全員に通知する。

(6) 回答予定日

令和8年8月7日（金）

(7) その他

上記（1）の受付期間以外の質問は、原則回答しない。

6 企画提案書

(1) 企画提案書及び関係資料の提出

「令和8年度紅コレクションブランド力強化業務企画提案書作成要領」（資料1）による書類を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年8月24日（月） 午後5時まで（必着）

(3) 提出先

〔別表〕 担当窓口のとおり。

(4) 提出方法

〔別表〕 担当窓口への郵送又は持参に加えて、電子メールで提出すること。

(5) 注意事項

- 1事業者（共同事業体）につき1提案とすること。
- 提案を取り下げる場合は、「取下げ願い書」【様式4】に署名捺印の上、担当窓口に提出すること。
- 企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合にも、同様に「取下げ願い書」【様式4】を担当窓口に提出すること。
- 提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
- 提案書の再提出は、上記（2）の提出期限内に限り認める。ただし、提案書の部分的な差し替えは認めない。
- 企画提案書の作成及び提出に伴う費用は全て企画提案者の負担となる。
- 郵送で提出する場合は、受付期間内に必着するものとし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

7 業務予定者の選定審査

- 別に定める選定委員会において、「令和8年度紅コレクションブランド力強化業務企画提案公募（プロポーザル）審査基準」（資料2）に基づき、提出された企画提案書及びプレゼンテーション等による審査を行い、業務予定者を選定する。
- プレゼンテーションは、令和8年8月31日（月）を予定しているが、正式な日時及び場所等については、別途応募者へ通知する。
- プレゼンテーションの配分時間の目安は以下のとおりとする。
 - ① 準備・・・5分
 - ② 説明・・・15分
 - ③ 質疑応答・・・15分程度
- 提出期限までに提出した「企画提案書」での説明とし、プレゼンテーションでの新たな資料の提出や配布は認めない。（プロジェクター及びスクリーンは機構で用意、パソコンを使用する場合は当日持参のこと）

8 審査結果

選定委員会における審査を経て、文書で参加事業者に通知する。ただし、順位や採点結果を通知するものではない。

なお、通知日は令和8年9月上旬（予定）とする。

9 契約

（1）契約の締結

選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と提出された提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、別に定める予定価格の範囲内で、委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

（2）契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

10 公平なプロポーザルの確保

（1）参加事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（2）参加事業者は、競争を制限する目的で他の参加事業者と参加意思及び提案内容

等について、相談を行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

- (3) 参加事業者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加事業者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加事業者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、目的を十分理解したうえで、えひめ愛フード推進機構事務局と協議しながら業務を進めるものとする。
- (2) 上記協議の結果や事業の調整の必要性等から、提案内容の一部について、中止や変更、差し替えを求める場合がある。
- (3) 委託期間において、適時必要に応じ、えひめ愛フード推進機構事務局と業務打合せを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (4) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと

12 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提案された提案書については、返却しない。
- (3) 審査の採点結果及び選定理由は公表しない。

〔別表〕担当窓口

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
えひめ愛フード推進機構事務局
(愛媛県農林水産部農政企画局食ブランドマーケティング課 内)
電話：089-912-2569 / 電子メール：brand@pref.ehime.lg.jp